様式第１号（第２条関係）

住居確保給付金申請時確認書

誓約事項

１　受給中、次の求職活動要件を満たすこと及び市の作成するプランに基づく就労支援を受けること。

⑴　公共職業安定所等での求職活動を行う申請者

①　月４回以上、市の面接等の支援を受けること。

②　月２回以上、公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓

口で職業相談等を受けること。

③　原則週1回以上、求人先へ応募を行う、又は求人先の面接を受けること。

⑵　生活困窮者自立支援法施行規則（平成２７年厚生労働省令第１６号）第３条第２号に基づく申請者のうち、給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると市が認める者

①　月４回以上、市の面接等の支援を受けること。

②　原則月１回以上、経営相談先へ面談等の支援を受けること。

③　経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月１回以上、当該

計画に基づく取組を行うこと。

２　申請者及び申請者と同一の世帯に属する者（以下「申請者等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に定める暴力団員ではないこと。また、受給期間中においても暴力団員にならないこと。

３　申請者等のいずれもが地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと

４　申請者が、次のいずれかにあてはまること。

□　再支給の申請ではない（過去に住居確保給付金を受けたことがない）

□　再支給の申請であるが、従前の支給が終了した月の翌月から起算して一年を経過

している

　　　 ※従前の支給期間　　　年　　　月　～　　　年　　　月

　 　　 ※再支給の申請までに　□常用就職をした

　　　　　　　　　　　　 　　 □給与その他の業務上の収入を得る機会が増加した

（裏面　同意事項に続く）

同意事項

１　次のいずれかに該当した場合は、支給が中止されること。

①　誠実かつ熱心に求職活動を行わない場合又は就労支援に関する実施主体の指示に従わない場合

②　受給者が常用就職又は受給者の給与その他業務上の収入を得る機会が増加し、その就労による収入が収入基準を超える場合、又はそのことを報告しない場合

③　支給決定後、住宅から退去した場合（借主の責めによらず転居せざるを得ない場合、又は市の指導により市内での転居が適当である場合を除く。）

④　申請内容に偽りがあった場合

⑤　支給決定後、受給者又は受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合

⑥　支給決定後、受給者が禁錮刑以上の刑に処された場合

⑦　受給者が生活保護を受給した場合

⑧　支給決定後、疾病又は負傷のため住居確保給付金を中断した場合において、中断を

決定した日から２年を経過した場合

　⑨　中断期間中において、受給者が毎月１回の面談等による報告を怠った場合

２　本給付金の支給決定後、支給に必要な範囲で、申請者の賃貸住宅への入居状況のほか、

賃料の支払状況について、訪問等による確認を行う場合があること又は不動産媒介業者等に報告を求めること。

３　支給に必要な範囲で、申請者等の資産及び収入の状況につき、官公署に対し必要な文

書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者

等の雇用主その他の関係者に報告を求めること。

　　また、市の報告要求等に対し、官公署又は銀行等が報告することについて申請者が同

意している旨を官公署又は銀行等に伝えること。

４　支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、市又は社会福祉協議会が官公署から情報を求めること。

|  |
| --- |
| （宛先）伊勢崎市長  　　上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意をします。  　　　　年　月　日    申請者氏名 |

住居確保給付金の支給を希望する方は、この確認書と併せ生活困窮者自立支援法施行規則（平成２７年厚生労働省令第１６号）第１３条に規定する申請書を提出する必要があります。